重要なお知らせ

交付対象水田の除外について

令和9年度以降、過去5年間において一度も水張りが行われていない農地については、<u>水田活用の直接支払い交付金の交付対象外</u>となる方針です。

目的は？

①転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
②水田機能を有する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促す

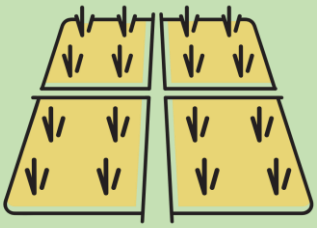

交付対象水田の対象から除外されたらどうなるの？

一度、交付対象外となると、それ以降に作付けを行っても交付対象には戻れません。
※交付対象水田の判定は、所有者や耕作者にかかわらず水田一筆ごとに判定されます。
※利用権を設定しているほ場も同様となりますので、所有者の方と令和9年度以降の方針について、事前に協議してください。

例外となる場合はあるの？

以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。
①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
②基盤整備に関連する事業が実施されている場合
※①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

「水張り」の定義は？

水張りは、**水稲作付けにより確認すること**を基本としますが、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
①湛水管理を1か月以上行う。
②連作障害による収量低下が発生していない。
⇒確認方法等については裏面をご覧ください。

南あわじ市農業再生協議会事務局
TEL：0799-43-5223　FAX：0799-43-5323
E-mail：nourin@city.minamiawaij.hyogo.jp

【湛水管理及び水田機能の確認について】

・湛水管理を1か月以上行うことを**営農計画書の営農情報欄に記載**してください
・湛水管理の確認は、南あわじ市農業再生協議会（以下「再生協」）においても確認する必要があるため、**湛水前に再生協へ事前連絡**してください。湛水期間中に再生協が現地確認を行います。
・湛水開始時及び湛水終了時に日付入りの写真を撮影し、別紙**「湛水管理記録簿」で管理し、再生協へ提出**してください。
（湛水管理時の注意点）
・水張りの時期については、具体的な時期の指定はありませんが、水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行ってください。
・天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上することとしています。（部分的な湛水は認められません）

【連作障害発生の確認について】

・連作障害による収量低下の有無の確認方法は、毎年度、交付対象水田の出荷要件確認を行う際に、**収量の分かる資料（出荷伝票等）を、別紙「連作障害確認一覧表」に添付し再生協へ提出**してください。
・収量を比較するため、**作物は同一である**必要があります。
・「ほ場」ごとの収量が分からない場合には下記の計算式にて算出してください。
⇒作物の総収量×（水張りした「ほ場」の面積÷作物の総面積）＝水張りした「ほ場」の収量
・**収量の確認ができないものは対象外**となります。

畑地化促進事業

※令和6年度の要望調査は終了しています。

1　畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。

2　定着促進支援

ア　高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ　畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1　畑地化支援（※1,2）	2　定着促進支援
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	14.0万円／10a	・2.0（3.0※2）万円／10a×5年間 または ・10.0（15.0※2）万円／10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円／10a	・2.0万円／10a×5年間 または ・10.0万円／10a（一括）

※1　畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
※2　加工・業務用野菜等の場合